

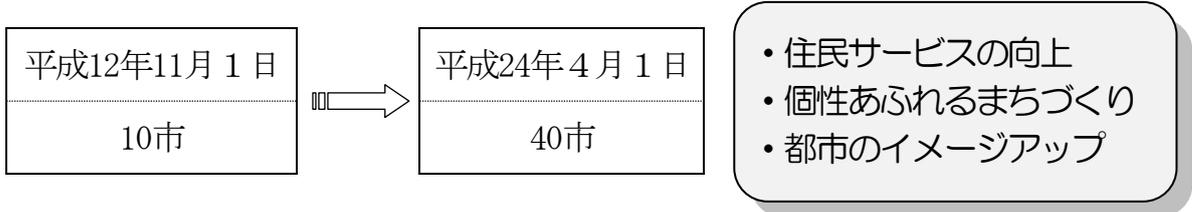
自律可能な都市制度について (提言)

全国特例市市長会

I 特例市制度について

特例市

- 権能 中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務を、特例市に対して移譲するもの（平成12年4月1日から施行）
- 要件 人口20万人以上



※要件を満たしているが特例市の指定を受けていない市は、8市

特例市の処理する主な事務
<ul style="list-style-type: none">○都市計画等に関する事務<ul style="list-style-type: none">・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可・土地区画整理組合の設立の認可○環境保全に関する事務<ul style="list-style-type: none">・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理
中核市の処理する主な事務
<ul style="list-style-type: none">○都市計画等に関する事務<ul style="list-style-type: none">・屋外広告物の条例による設置制限○環境保全に関する事務<ul style="list-style-type: none">・ばい煙発生施設の設置の届出の受理・産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する措置命令○保健衛生に関する事務（保健所に関する事務）○福祉に関する事務<ul style="list-style-type: none">・保育所の設置の認可、監督・身体障害者手帳の交付○教育に関する事務<ul style="list-style-type: none">・県費負担教職員の研修
<p>中核市</p> <ul style="list-style-type: none">・要件 人口 30 万人以上・構成 41 市

※要件を満たしているが中核市の指定を受けていない市は、14市(うち8市は特例市)

II 特例市の現状

● 人口、面積の違い

特例市の人口については、約19.7万人の鳥取市から約56.1万人の川口市まで2.8倍以上の差があり、面積については、24.73km²の寝屋川市から978.77km²の松本市まで約40倍以上の大きな差があります。

	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
1	川口市 (561,506)	松本市 (978.77)	吹田市 (9,853.2)
2	枚方市 (407,978)	上越市 (973.61)	寝屋川市 (9,632.2)
3	一宮市 (378,566)	長岡市 (890.91)	川口市 (9,060.9)

38	甲府市 (198,992)	草加市 (27.42)	鳥取市 (257.9)
39	小田原市 (198,327)	大和市 (27.06)	松本市 (248.3)
40	鳥取市 (197,449)	寝屋川市 (24.73)	上越市 (209.4)

出典：総務省統計局 平成22年国勢調査

● 地域における役割の違い

同じ特例市であっても、各自治体は、地域における役割が異なるため、県庁所在地、都道府県内の指定都市と中核市の状況などを踏まえ、特例市を3つの類型に区分できます。

都道府県内での役割	自治体名
同じ都道府県内に、指定都市及び中核市の両方があり、大都市圏内に属する自治体 (23市)	川口市、所沢市、越谷市、草加市、春日部市、熊谷市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市、茅ヶ崎市、春日井市、一宮市、枚方市、茨木市、岸和田市、八尾市、吹田市、寝屋川市、明石市、加古川市、宝塚市、呉市
同じ都道府県内に、指定都市、中核市又は特例市のいずれかがあり、地域における中核的な自治体 (11市)	八戸市、伊勢崎市、太田市、つくば市、長岡市、上越市、松本市、沼津市、富士市、四日市市、佐世保市
県庁所在地であり、地域における主要都市である自治体 (6市)	山形市、水戸市、福井市、甲府市、鳥取市、松江市

Ⅲ 特例市の課題

1 特例市のメリットの希薄化

平成23年度の地域主権改革はじめ地方分権に伴う権限移譲や、都道府県の事務処理特例条例による権限移譲により、一般の市との違いがあまりなくなってきたため、現在の特例市の権限では、特例市のメリットが見いだせない状況です。

2 財源を確保する制度の確立

財政状況が厳しいため、権限と財源をあわせて移譲されることを望んでいるにもかかわらず、未だ財源の移譲がされず、権限移譲に係る人件費などの経費について、特例市の負担が増えています。

財源の確保がされない状況での権限移譲は、行財政改革に取り組んでいる特例市にとって負担が大きいため、権限移譲とセットで財源が確保される制度を必要としています。

3 権限移譲事務の整理

事務内容や事務量からみて、特例市が独自で専門職員、施設などを設置して行うことが非効率な事務が権限移譲されています。

真に、住民サービスの向上及び事務の効率化につながる事務について、国、都道府県との協議を行うことにより権限移譲がされることを必要としています。

4 国、都道府県との役割分担の明確化

国民健康保険、介護保険、生活保護、医療費補助、児童手当などの社会保障制度については、安定かつ持続可能な制度とするためにも、都道府県や広域化での運営が望ましいと考えます。

住民サービスの観点から、基礎自治体で実務を行うことが望ましいですが、基礎自治体の財政負担を考えると、国や都道府県の役割を明確にした上で運営すべきものと考えます。



- 国、都道府県、基礎自治体の役割を明確にした上で、基礎自治体のあり方について見直すこと。
- 基礎自治体のあり方を整理して、特例市、中核市、指定都市の枠組みをはじめ都市制度のあり方について見直すこと。

IV 基礎自治体のあり方

住民生活に密着した行政サービスを迅速、かつ、きめ細かく実施するためには、住民に最も身近な基礎自治体が行うことが必要です。

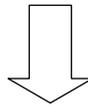
基礎自治体	都道府県	国
全ての基礎自治体が行うべき事務	都道府県が行うべき事務	国が行うべき事務

現 行

基礎自治体は、全ての基礎自治体が共通して行うべき事務を行った上で、権限移譲により行政サービスを拡大しています。

処理できる事務が多いほど、行政サービスの量は増え、住民の満足度は増えるかもしれませんが、人的負担や財政的負担も増えることで行政サービスの質が低下し、かえって住民の満足度が低下することも懸念されます。

基礎自治体	都道府県	国
全ての基礎自治体が行うべき事務	都道府県が行うべき事務	国が行うべき事務
権限移譲		



今 後

国、広域自治体（都道府県・道州制・広域連合などをいう。以下同じ）の役割を明確にした上で、国、広域自治体の事務を見直し、かつ、事務に伴う財源や人員等も確保されることが前提で、基礎自治体が行うべき事務を拡大します。

なお、真に住民サービスの向上及び事務の効率化につながる事務について、国、広域自治体との協議を行い、基礎自治体への権限移譲を拡大します。

基礎自治体	広域自治体	国
全ての基礎自治体が行うべき事務	広域的に行うべき事務	国が行うべき事務
権限移譲		

基礎自治体の人口、面積、地域における役割、主体性、財政状況、直面している課題などがそれぞれ異なるため、全ての基礎自治体がそれぞれに応じた能力を発揮するためには、人口規模による画一的な枠組みでなく、基礎自治体の能力や地域の実情に応じて権限や事務を選択できる制度にすることが望ましいと考えます。

V 都市制度のあり方

前記のとおり、事務に伴う財源などが確保されることを前提に、住民サービスの向上及び事務の効率化につながる事務を基礎自治体へ移行します。

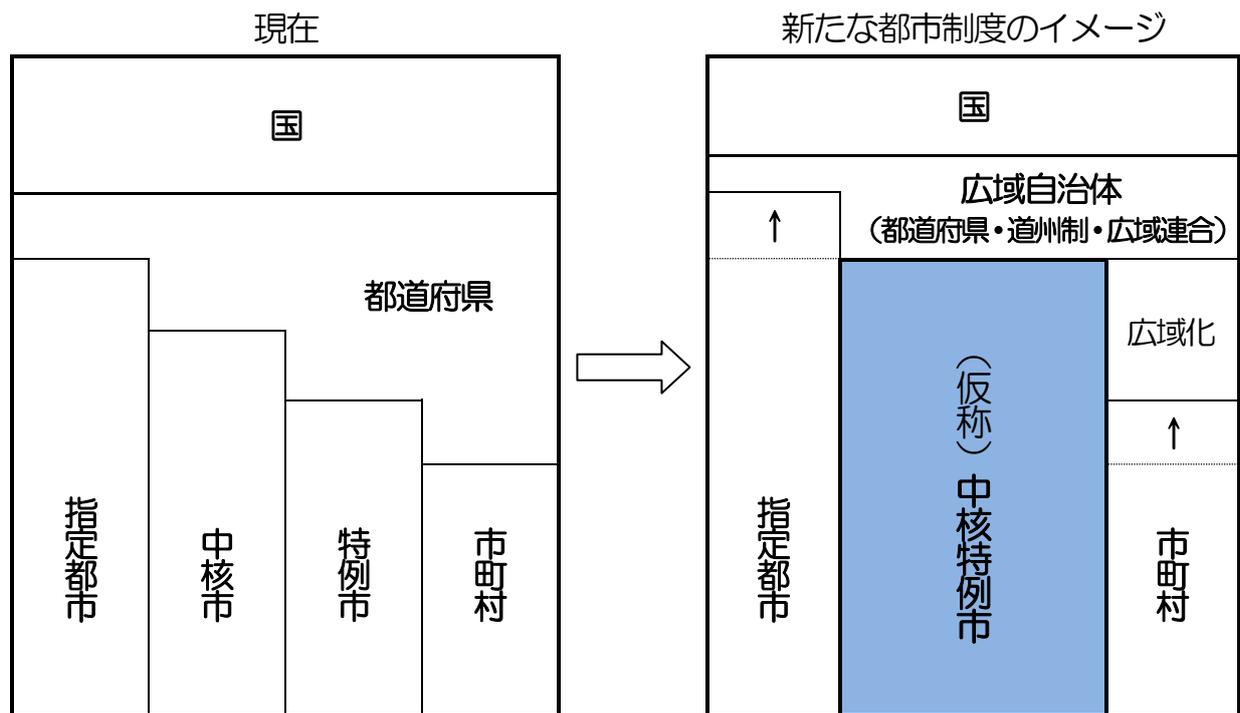
基礎自治体の行うべき事務が拡大されることに伴い、国、広域自治体の事務は、縮小されます。

国の事務は、外交、防衛など国家が真に担うべきものとし、広域自治体の事務は、広域的に処理することが効果的かつ効率的なものに限定し、住民に身近な事務は基礎自治体で行うこととします。

現在の人口規模による画一的な枠組みを見直し、中核市と特例市は統合します。

なお、教員人事権、児童相談所、都市計画等の住民に身近な事務や権限は、基礎自治体が能力や地域の実情に応じて選択できる制度とします。

また、基礎自治体が行う事務のうち、現在の中核市程度の事務を処理することが困難な市町村は、広域化により事務を処理します。



- ・ 不十分な財源
- ・ 国の関与が大きい
- ・ 都道府県の役割が不明瞭
- ・ 権限移譲のメリットが不明瞭
- ・ 人口規模による画一的な枠組み

全ての基礎自治体が
自律可能な都市制度
の確立

Ⅵ 今後の特例市について

私たち特例市は、住民に最も身近な基礎自治体として、地方分権の推進に果たすべき役割の重さを自覚し、自主性と自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、次のとおり全力を挙げて取り組んでまいります。

その取組こそが、特例市としてのメリットとなり、あるべき特例市の姿になるのではないかと考えます。

1 魅力ある基礎自治体としてアピール

各自治体は、景気の不安定、人口減少、少子高齢化、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢が変化するなか、住民が満足する行政サービスを提供することに苦慮しています。

人口規模が小さい基礎自治体はこれらの変化に対応することに苦慮し、人口規模が大きい基礎自治体は住民ニーズの把握や行政サービスの供給に苦慮しています。このような状況のなか、住民の生活に密接に関連する課題への対応、効率的な行政経営を考えると、特例市の人口規模自体が基礎自治体として大きなメリットです。

まずは、このメリットを活かして、特例市が基礎自治体としての魅力を全国に発信することで、全国の基礎自治体の力を引き出すことを目指します。

2 特例市ネットワークの活用

地方分権の受け皿として自律していない自治体に対し、権限移譲が進んでも、自治体にとっては、負担が大きくなり、行政サービスが低下することが懸念されます。

そのような危機を回避するためにも、特例市は、住民生活に密着した行政サービスを迅速、かつ、きめ細かく実施するとともに、特例市市長会のネットワークを活かし、全ての特例市が連携強化や切磋琢磨をして地方分権の受け皿としての力を培います。

そして、全ての特例市が、それぞれの立場で、積極的に周辺自治体と協力するなかで地域の中核となりリーダーシップを発揮します。

特例市市長会は、国に対して、「全ての基礎自治体が自律可能となる都市制度の確立」や「地域主権を確立する財源の確保」について早急かつ着実に取り組まれるよう継続して提言していきます。